

令和8年5月25日

関係各位

くしろバス株式会社

一般乗合バスの上限運賃変更の認可申請について

くしろバス株式会社（本社：北海道釧路市、代表取締役社長：深谷晋也）は、令和8年5月12日付で国土交通省北海道運輸局へ一般乗合バスの上限運賃変更認可申請を行いましたので、お知らせ致します。申請理由及び申請概要は下記の通りです。

記

1. 申請理由

現行の乗合バス運賃は、平成8年9月から実施して約30年余りとなります。この間、市内の基幹産業衰退に伴う人口減少、マイカー及び自転車利用の増加、コロナ禍による外出自粛など、バス事業を取り巻く環境は厳しさを増す一方であり、近年の運転手不足を補うための人件費の増加や急激な物価上昇などにより、その厳しさに一層拍車をかけ、経営状況を圧迫しております。

こうした中、経費削減を図るため、路線の廃止、減便、統合など運行ダイヤの見直しを行ってまいりましたが、運送収入の減少分を賄いきれておりません。令和4年4月よりキャッシュレス決済の導入、令和7年3月末での回数券販売の終了、関係自治体による高齢者外出促進事業への協力など、様々な取り組みを行っていますが、このような状況を打開するには至っておりません。

このまま運賃の見直しを図らなければ、益々、収支のバランスは崩れ、経営が成り立って行かないのは明らかであります。

この度運賃の改正により、少しでも輸送原価に近いものにし、経営状況の改善が図られるよう申請した次第です。

何卒、事情ご賢察の上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

2. 申請概要

- <1> 申請日 令和8年5月12日  
<2> 実施予定日 令和8年10月1日  
<3> 申請対象路線 一般路線バス全路線  
<4> 基準賃率の改定率 約15%

新たな運賃制度として、旧釧路市行政区域と釧路町行政区域にて地帯制運賃の導入を実施  
地帯制運賃導入後の運賃平均値上げ率は約22.8%  
地帯制運賃の詳細については、本申請の認可後に改めて公表いたします

<5> 現行・申請運賃比較表

	現行	今回申請
基準賃率	40円40銭	48円90銭
初乗運賃	160円	220円
運賃制度	対キロ運賃制度	地帯制運賃制度※
特殊区間	210円～230円	無し

※白糠町行政区域及び厚岸町行政区域については、一部対キロ運賃制度となります。

本件に関するお問い合わせ先

くしろバス株式会社 TEL0154-36-8181 営業時間 9:00～17:30